

－ 亶理町役場新庁舎開庁記念 －
2020年 伊達なわたりまるごとフェア 出店実施要領【町内】

1. 出店内容

亶理町の特産品並びに地場産業生産物を一堂に集め、展示宣伝しながら企業紹介や試食販売を行う。

2. 出店日時

令和2年 3月 8日（日） 9：30～14：30

3. 会 場

亶理町役場新庁舎駐車場 亶理町字悠里1

4. 出店者の条件

- (1) 亶理町内の生産者・事業者で「5. 出品物の条件」に定める品を出品する者。
- (2) 実行委員会が招致する「ふるさと姉妹都市」や「仙山交流事業出店者」及び近隣市町の業者、復興支援団体等。
- (3) 出店形態区分。
 - ①即売出店者
 - ②展示出店者（即売を行わず、展示による出品物の紹介）※暴力団組員及びその関係者による出店や従業員としての参加は一切認めない。

5. 出品物の条件

亶理町内において生産又は加工された産品、食品及び流通生産物。
ただし、実行委員会が招致する「ふるさと姉妹都市」や「仙山交流事業出店者」及び近隣市町村、その他実行委員会が出店を認める団体の出品物にあっては、この限りではない。

6. 出店スペース等

- (1) 出店スペースは、屋外1コマ（間口3m×奥行3m）とする。
- (2) 最大申し込みコマ数は2コマまでとする。ただし、コマ数を調整する場合があります。
- (3) 1コマにつきテーブル2台（180cm×45cm）を用意する。これ以外に必要なものは、原則として出店者が準備する。
※追加希望者には実費で斡旋します。出店申込時に申込書に希望数を記載し、料金を添えて申込み下さい。
テーブル1台800円、イス1脚200円、横幕3×3m 1,000円
※床面を汚すことのないよう、使用スペースには養生対策を適切に行うこと。
※出店の位置は主催者が決定します。

7. 機材の持ち込み

販売に必要な機材は、全て出店者の責任で準備し持ち込むこと。
（発電機、LPガス、冷蔵庫、冷凍庫、電熱器、照明器具、のぼり等）
※火気・電気を使用する場合は、別紙ブースレイアウト図（詳細）を、1月23日（木）までに提出すること。
火気を使用する出店者は1本以上の消火器を設置すること。（各出店者が準備すること）

8. 会場設営等

- (1) 会場設営
※事務局にて設営
- (2) 備品・出品物の搬入
3月7日（土） 15：00～17：00
3月8日（日） 6：30～ 8：30
- (3) 出品物の搬出
3月8日（日） 14：30～

(4) 会場の撤収

終了後事務局より撤収作業内容説明を行うので、出店責任者は本部テント前に集合すること。

※搬入及び搬出は各出店者が責任を持って行い、掛かる経費は各出店者で負担すること。

また、搬入・搬出の際の会場の駐車は事務局の指示に従い、搬入・搬出時間以外は会場内に車の乗り入れは禁止とする。

9. 参加負担金等

(1) 出店料 1コマ 3,000円

(2) 協賛品 1コマにつき、抽選会の景品として500円相当の品を6点(計3,000円相当)をお願いいたします。

10. お楽しみ抽選補助券

(1) 売上額500円ごとに、買物客に1枚配布してください。

(2) 前年度売上等を参考にし当日配布いたします。

※出店者が残った抽選券を用いての抽選は禁止いたします。

11. 出店申込み

申込書・出店誓約書・協賛品リストに参加負担金を添え、事務局まで申し込むこと。

申込期限 令和2年1月23日(木)

※申込・問合せ先

伊達なわたりまるごとフェア実行委員会事務局(商工観光課)

〒989-2393 宮城県亘理郡亘理町字悠里1

TEL 0223-34-0513 FAX 0223-34-8650 (1/6~ 0223-32-1433)

12. 出店者説明会

日時：令和2年2月27日(木) 午後7時から

場所：亘理町役場新庁舎 2階中会議室2

13. 留意事項

(1) 販売価格等

販売価格は開催目的を十分に考慮して設定すること。

プライスカード・買い物袋等は各出店者で準備すること。

(2) 販売物

特産品の販路拡大の趣旨に鑑み、日頃取り扱う品々の販売を主とすること。

(3) 販売員について

効果的な宣伝を行うため、販売員を常駐させること。また販売員として秩序ある行動をとること(飲酒・喫煙しながらの販売は厳に慎むこと)。

(4) 販売にかかる許可または届出

販売に必要な届出が必要な出店者は各自申請手続きを行う。許可申請等をしていない場合は出店を認めない。

(5) 売上金の管理

売上金の管理及び釣銭の用意は各出店者で行う。

(6) 清掃等について

出店スペース及びその周辺の清掃については各自責任を持って行い、ゴミ等については、出店者が店頭でゴミ入れ(リサイクルゴミ・燃えるゴミ)を用意し飛散しないように管理し、各出店者が持ち帰ること。

(7) 事故等について

開催期間中及び前後を通して、事故等の防止については細心の注意を払うこと。

なお、万が一事故が発生した場合は速やかに事務局に連絡し、指示に従い適切に対処するものとする。

出店に当たっての留意事項

1. 搬入の際の留意点

- (1) 搬入時間帯は会場の混雑が予想されますので、事故には十分に注意し搬入作業にあたってください。(搬入は6時30分から。8時30分には車は出店者駐車場に移動願います)

2. 販売の前の留意点

- (1) 飲食店の仮設営業を行う出店者は「仮設営業許可証」を、酒類の販売を行う出店者は「期限付酒類小売業免許証」を見える場所に掲示してください。
- (2) 販売する食品には適切な表示を行ってください。
- (3) 農林水産物、加工品、調理品のいずれにおいても、食中毒等の発生がないよう細心の注意を払い販売してください。最終的には出店者に賠償責任を負っていただきます。なお食中毒等の連絡が入った場合は、出店を取りやめていただくことがあります。
- (4) 商品に関するクレームがあった場合は、出店者に直接対応していただきます。商品の交換や代金返却等の判断は、各自適切に対応願います。
- (5) 協賛品には店名の入った「のし紙」をつけ、午前9時までにお楽しみ抽選コーナーにご持参ください。その際、お客様に配布する抽選券をお渡しします。なお販売途中で抽選券が不足した場合は、抽選コーナーでお配りします。

3. 販売上の留意点

- (1) 販売開始時間は午前9時30分とします。
- (2) 会場内にクリーンステーションを設置しますが、その場で飲食する商品を販売したり試食させたりするお店では、必ず店頭にごみ袋を設置してください。
- (3) 床面を汚すことのないよう、使用スペースには養生対策を適切に行うこと。
- (4) 販売終了時間は午後2時30分です。
- (5) 午後2時30分前に販売が終了しても、あからさまな片付けの作業は慎み、各自店舗のPRに努めるなどご協力ください。

4. 搬出の際の留意点

- (1) 搬出作業は、焦らず、安全第一でお願いします。
- (2) 車両を会場に乗り入れての搬出は午後2時30分以降とします。
- (3) 搬出の時間帯は指定しませんので、店の片付け状況や会場内の状況を見て、各自の判断で車両を持ってきてください。(搬出後の会場撤去作業についてもご協力のほどお願いいたします。)

5. 出店者負担金の支払と売上額の報告

- (1) 出店料と追加備品(テーブル、イス、横幕)のレンタル料は出店申込時に事務局へお持ちください。
- (2) 売上結果を別紙様式にて報告願います。(3月13日(金)まで FAX可)

6. その他

- (1) 会期中は、事故、トラブルのないようくれぐれもご注意願います。
なお、事故、トラブルが発生した場合には速やかに事務局にご連絡ください。
- (2) 雨天決行です。ただし災害等で開催を中止する場合は、事務局から各出店者へ連絡します。